

## 農林・地域活性化WGの 「水産業分野における検討項目」を読んだ疑問

専任研究員 出村雅晴

2011年1月20日農林・地域活性化WG(第8回)が開催され、水産業分野における検討項目として以下の4項目が取り上げられた。

- ①漁業法及び水産業協同組合法を科学的根拠に基づく近代法へ早期に改正
- ②海洋生物資源の保存・管理法(TAC法)の抜本的な改正等
- ③漁業協同組合経営の透明化・健全化の実現
- ④養殖許可制度の近代化

これらは、同月26日の第6回規制・制度改革に関する分科会での議論、フォローアップヒアリング(1～3月)と各省調整・規制仕分け(2～3月)を経て3月には行政刷新会議に報告され、政府方針の閣議決定を行う予定となっている。

この内容や進め方について疑問に思う点があり、紙幅の制約もあるが、そうした点について整理したい。

### 第1の疑問

第一の疑問は、わが国の漁業・漁村や資源管理等のあり方を大きく変える問題であるにもかかわらず、農林・地域活性化WG委員中水産業関係委員がわずか1名という状況の下で、しかもたった1回のワーキンググループの検討だけで取りまとめが行われようとしていることである。この点に関しては、漁業者等生産者を代表する全漁連が「目的と方向性を明確にし、幅広い議論を踏まえた規制・制

度改革の検討を求める」とした見解を明らかにしている。

検討項目の多くは、(社)日本経済調査協議会の水産業改革高木委員会による提言「魚食をまもる水産業の戦略的な抜本改革を急げ」(07年7月)を取り入れたものであり、「規制改革推進のための第2次答申」(07年12月)の水産業分野に盛り込まれ、その後2年にわたって議論された。主な内容は、「TAC設定の厳正化やIQ制度導入対象の拡大(ITQの導入検討)等の資源管理手法」と「漁業への参入規制の緩和など漁業権漁業や漁協のあり方」に焦点を当てたものであった。このうち、TAC制度に関しては、その後の「規制改革推進のための3か年計画(改定)」(08年3月閣議決定)や「TAC制度等の検討に係る有識者懇談会」などでも検討されて現在に至っている。しかし、その他の項目については、わが国の漁業の実態にそぐわない点もあるとして実施が見送られた経緯があり、今回改めて、しかも拙速に持ち出された点について、大いに疑問に思う。

### 第2の疑問

新たに検討項目に加わった唯一の項目と思われる「公有水面埋立法による漁業権者、入漁権者への補償に関する同法の関係条項を削除する」についても疑問である。この項目について、「当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方」では、「公有水面埋立法は、成立から90年を経過し時代にそぐ

**第1表 公有水面埋立法(抜粋)**

<p>第四条 都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願左ノ各号ニ適合スト認ムル場合ヲ除ク外埋立ノ免許ヲ為スコトヲ得ズ</p> <p>一 国土利用上適正且合理的ナルコト</p> <p>二 其ノ埋立ガ環境保全及災害防止ニ十分配慮セラレタルモノナルコト</p> <p>三～六 略</p> <p>第3項 都道府県知事ハ埋立ニ関スル工事ノ施行区域内ニ於ケル公有水面ニ関シ権利ヲ有スル者アルキハ第一項ノ規定ニ依ルノ外左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ非ザレバ埋立ノ免許ヲ為スコトヲ得ズ</p> <p>一 其ノ公有水面ニ関シ権利ヲ有スル者埋立ニ同意シタルキ</p> <p>二～三 略</p> <p>第五条 前条第三項ニ於テ公有水面ニ関シ権利ヲ有スル者ト称スルハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ヲ謂フ</p> <p>一 漁業権者又ハ入漁権者</p> <p>二、三 略</p> <p>第六条 埋立ノ免許ヲ受ケタル者ハ政令ノ定ムル所ニ依リ第四条第三項ノ権利ヲ有スル者ニ対シ其ノ損害ノ補償ヲ為シ又ハ其ノ損害ノ防止ノ施設ヲ為スベシ</p> <p>第2項 漁業権者及入漁権者ノ前項ノ規定ニ依リ補償ヲ受ケル権利ハ共同シテ之ヲ有スルモノトス</p> <p>第八条 埋立ノ免許ヲ受ケタル者ハ第六条ノ規定ニ依リ損害ノ補償ヲ為スヘキ場合ニ於テハ其ノ補償ヲ為シ又ハ前条ノ規定ニ依リ供託ヲ為シタル後ニ非サレバ第四条第三項ノ権利ヲ有スル者ニ損害ヲ生スヘキ工事ニ著手スルコトヲ得ズ但シ其ノ権利ヲ有スル者ノ同意ヲ得タルキ又ハ都道府県知事ノ裁定シタル補償ノ金額ヲ供託シタルキハ此ノ限ニ在ラス</p>
---

わなくなり、国土開発や埋め立ては漁業者のみの同意により進行すべきものではなく、関係する住民の同意を得て行われるべきものであり、同法の関係条項を廃止する」としている。農林・地域活性化WGが想定している公有水面埋立法の関係条項は、第1表のようなものであろう。

筆者は法律の専門家ではないが、法律の条文を読む限り、農林・地域活性化WGの「基本的な考え方」を「規制・制度改革事項」につなげることに明らかに無理があると言わざるを得ない。たとえば第四条である。「漁業権者と入漁権者の同意」イコール「埋め立ての免許」ではなく、漁業権者と入漁権者の同意は「必要条件」に過ぎないということは明らかであろう。また、上記の条文抜粋では省略した同法第三条において、要領の告示、埋め立て区域や工事施行区域、埋立地の用途、設計概要等の公衆への縦覧、地元市町村長の

意見聴取などを規定しており、「関係する住民」の意見反映の場はある。確かに、法律制定時の時代的な背景から埋め立てを促進する視点が色濃く出ている点は否めず、そうした視点での法改正は必要かもしれないが、「関係する住民の同意」問題に関しては行政執行上の問題ともいえる。現に、上関原発公有水面埋め立て訴訟(山口県)、鞆の浦埋め立て架橋計画訴訟(広島県)、泡瀬埋め立て訴訟(沖縄県)などでは、環境影響評価(環境アセスメント)や景観問題なども争点となり、いずれも埋め立ての免許権限を持つ行政の長が被告となっている。

法改正を行う場合でも、農林・地域活性化WGの「基本的な考え方」に素直に従えば、「同法の関係条項を廃止する」ではなく、関係する住民の同意も条件とするよう改正すべきであろう。あえて「同法の関係条項を廃止する」とした理由はどこにも述べられておらず、ねらいは別で第六条の損害補償規定の廃止に焦点をあてたものではないか、などと思ってしまう。

漁業を営む権利である漁業権は、江戸時代からの海の利用慣行である入会を起源とするものであり、この改変を目的とするものであるならば、それに相応する十分な検討がされるべきであろう。「基本的な考え方」に「どこに問題があるのか」「なぜ制度改変が必要なのか」などを明記し、それに基づいた検討を行うべきである。仮にも「漁業者のみの同意により進行すべきものではなく、関係する住民の同意を得て行われるべき」など、オブラートに包んで進められることがあってはならない。

(でむら まさはる)